

パブリック・コメントの実施結果について（(仮称)下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー事業との調和に関する条例について）

意見募集期間 平成 30 年 5 月 15 日～平成 30 年 6 月 14 日

意 見 総 数 18 件

件	区 分	意見内容	市の考え方
1	制定の目的	異議はありません。	ご意見ありがとうございます。
2	基本理念	異議はありません。	ご意見ありがとうございます。
3	条例の概要	市長の同意を得る事について、議会の過半数の同意も必要と考える。全体に市長の権限について性善説を前提とされていますが、その逆も否定できるものではない。	恣意的な判断が加わる余地のないよう、同意の基準を規則に規定いたします。 制度の骨格となる条例は、議会でご審議いただき、個別案件の判断は条例に基づき、市で行うことといたします。
4	用語の定義	太陽光及び風力だけでは言葉足らず。 特にバイオマス発電、水力発電を考えない再生可能エネルギー発電設備だと、企業家、事業者にとって、こんな楽な定義はないと、必ずつけこんでくる。勉強不足である。	美しい自然環境、魅力ある景観、良好な生活環境を維持していく上で喫緊の課題となっております、太陽光発電及び風力発電について、まずは条例の対象とし、バイオマス等については、継続的に検討してまいりたいと考えております。
5	本条例の適用除外	事業区域が 1,000 m ² 未満である事と 12,000 m ² との差についての考え方が不明。 同一地域において、小字が違い、事業者名も違う発電設備がこの条例の抜け道となる。 行政で関連企業か否かの判断はできるだろうか？ 個人情報保護法が壁になる。 今、少しの工夫が必要です。	下田市土地利用事業の適正化に関する指導要綱では、事業区域が 2,000 m ² 以上の再生可能エネルギー発電施設を対象としておりますが、2,000 m ² 未満の開発も多く行われ、それらについても適切な施工がなされなければ土砂流出等のおそれがあります。条例の制定に当たりまして、土砂災害を防ぎ、良好な生活環境の保全を行うことも目的としておりますことから、今回、事業区域 1,000 m ² 以上を一定の基準と定め、条例の対象といたしました。 大規模な太陽光発電設備を設ける場合、景観を阻害するおそれが高くなるだけでなく、樹木の伐採や土地の区画形質の変更の規模も下田市の地形上大きくなると考えられます。施設の大型化が想定される 2

			メガワット超を一定の基準とし、相当する太陽電池モジュールの総面積として 12,000 m²超を基準といたしました。 事業区域が隣接する場合など一体的に再生可能エネルギー発電事業を行う土地は、一つの事業区域として取り扱います。 事業者名が異なる場合については、ご意見のとおり判断が難しいと思いますが、様々な事例を研究し、抜け道とならないように努めてまいります。
6	本条例の適用除外	例えば小規模の場合でも、地域住民に対し必ず計画の説明をし、住民の納得を得るべき。(条例の適用除外に事業区域が 1,000 m²未満である再生可能エネルギー事業とあるが、1,000 m²未満であっても、伐採・抜根すれば泥水が海岸に流れ込む為、(2017 年 5 月の大雨時に実際に須崎地区であった)下田市では、水産業で生計を立てている市民が多数おり、死活問題であり、環境破壊にもなりうる。)	条例の適用とならない小規模な発電事業についても、ガイドラインを策定し、ご意見に対応できるようにしたいと考えております。
7	抑制区域の指定	ア 貴重な資源とは放置されている イ 山林、原野、農地の事か	ア 鳥獣の保護繁殖を図るためであったり、水道水源となっている区域で、放置するのではなく、将来にわたって守っていくべきものを想定しております。 イ 山林などのほか、史跡名勝や、良好な景観形成を積極的に推進すべき区域である景観誘導ゾーンを想定しております。
8	同意	「事業区域の全部又は一部が抑制区域内に位置するとき」は、いつ発表されるのか、又延長は有るのか	抑制区域の指定については、規則に抑制区域を規定いたします。 抑制区域を変更する場合も、規則を改正することになります。 規則は条例の施行前に公布いたします。
9	同意	「同意に当たり、必要な条件を付すこと」とは、何を指すものなのか。その解釈が訴訟の原因とならなければ良いが、性善説、性悪説並ぶ事はできない。 行政用語はできるだけ避けるべき。	現時点では、具体的な内容の想定はありませんが、いただいたご意見のように対応が難しい事態も生じうると考えております。そのようなときに条件を付すことができるよう規定するものです。

10	関係書類の 閲覧	事業者の特定が 100%正しいのか 閲覧請求に対して、回答の期限であるとか、諸々の条件を明記しておくべき。	規則を制定する上で参考にさせていただきます。
11	その他	条例の施行日時時点で既に着手している再生可能エネルギー事業について、各届出を市に提出させるのに、一方、関係書類の閲覧を不要とする必要性がないのでは。	「関係書類の閲覧を不要とする」を削除いたします。
12	その他	条例の施行日時時点で既に着手している再生可能エネルギー事業で、本条例の施行日以後の再生可能エネルギー事業の内容を変更する場合、施行日から 30 日を経過する日までの間に限り、近隣関係者への説明会の開催は義務ではなく、努力義務としていますが、施行日以後に行われる行為に当たるので、義務でよいのでは。	努力義務から義務へ修正いたします。
13	その他	発電設備は、その期限が終了すれば、設備は産業廃棄物になる可能性が大。又、その跡地の整備についての考えがのべられていない。20 年後はすぐにやってくる。現在の事業者が必ずしも継続していくとは限らない。最低でも年度始には把握しなければ。事業者は民間人です。利益の為、何でもやります。事業者は、企業家は、経産省や東電を恐れていません。経産省も東電も裁判を嫌うからです。もう少し再生可能エネルギーについて勉強して条例を作らないと、民間人からすればザルだらけです。	発電事業の終了後の設備の撤去や処分については、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）2018 年 4 月改訂 資源エネルギー庁」に沿って、適切に行われるべきものと考えております。跡地についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの規定に基づき、清潔に管理されるべきものと考えております。
14	その他	関係法令等がない土地を開発する場合にも、土砂災害などから住民並びに海岸区域を守るために、安全対策・泥水対策を講じること。	同意を行うに当たり、技術的基準として下田市土地利用事業の適正化に関する指導要綱の承認を得ることを条件の一つとし、泥水の発生等被害が生じることのないようにいたします。 条例の適用とならない小規模な発電事業についても、ガイドラインを策定し、ご意見に対応できるようにしたいと考えております。
15	その他	弊社は、太陽光発電事業を計画し、既にその用地を取得している事業予定者です。	近隣の皆様との良好な関係の構築に努められていることについては、大変ありがたく思います。また、本条例は、再生可能エネルギー

		当区域内では4つの事業者が太陽光発電事業を計画しており、その4者が互いに協力して東京電力と協議を重ね、送電設備を共有しながら事業を進めるという他に例を見ない形で進行しております。このことから近隣住民に対しても合同で説明会を開催し、事業者として協力できる住民からの要望は取り入れ、事業に先行して住民の飲料水を確保する等実施しております。今後、狭い道路の拡幅工事等も予定しております。 また、防災・排水に対する対策についてもよく説明し、稲生沢川漁協とも協定し、近隣住環境に留意して地元の方々と協議しながら進めております。 近隣に崩落事故を起こした太陽光発電事業があるにもかかわらず、事業を進行させられているのは、これらに対する住民の方々の理解の賜物と考えております。 地球温暖化による気象変動・水位上昇等、また原子力発電の問題により、再生可能エネルギー事業に対しては世界的に関心が強まっております。 事業規模等の大雑把な分類によって一律に規制するのではなく、県・市と防災・排水問題を協議し、地元住民の理解を得ながら進めている事業に対しては許可するべきと考えます。	の普及推進自体を否定するものではなく、自然環境、魅力ある景観、良好な生活環境との調和を図るため、一定規模以上の開発について、同意をしないこととしております。
16	その他	昨今問題になっている伊東市の大型のメガソーラー事業と違い、住民同意や利害関係の同意を交わしている物に関しては、抑止する必要があるのか。 近年の世界経済の動向は、再生可能エネルギーの推奨、日本に関してもF I T法が有り、政府が認めている事業に関して規制を受けるのは、現在の時代の流れに反してしまうのでは無いかと考えております。	本条例は、再生可能エネルギーを活用した発電事業と、自然環境、魅力ある景観、良好な生活環境との調和を図ることを目的としており、再生可能エネルギーの普及推進自体を否定するものではありません。また、全てやらせない様な条例というわけではなく、一定規模以上の開発について、同意しないこととしております。 林地開発許可につきましては、法の規定に基づいて処理をされるということと理解しております。また、本条例は、個別法の規定により

	行政指導の名の元に全てやらせない様な条例の施行は、おかしいと思います。行政指導は、間違の設計や住民の安全を守りながら、尚且つ税収入を増やす事の為に施行する物で有ります。 それに違反しない様に目を光らせるのが行政の役割なのでは。 静岡県森林保全課の回答も上位法令の森林法に基づく林地開発許可は、条例の施行が有っても許可は、法律通りの設計、住民の同意書、利害関係人の同意書を取っているならば許可すると発言がありました。 旧法令扱いになる予定の現在下田市に有る土地利用計画の提出が済んでいて、作業や協議中の案件も今回の条例の施行に該当してしまうので有れば、上位法令の受付印済みの意味や上位法令との関係性の明示をきちんとした形でお答え願いたい。 住民が賛成して協定書締結、利害関係人の同意書を取っている物に関しては、規制を掛ける必要があるのでしょうか。 固定資産税増加、現在の林業事業に関する現状を下田市は、分かっているのでしょうか、林業事業で生計を立てるのが難しく手入りをされていない山の現状、少子化による職人の不足、その中できちんとした形で山林に手を入れることが本当の意味による土地の有効利用、自然環境の保護だと考えております。 住民との協和、自然と緑との調和、その中で人間として生きていく上でエネルギーは、絶対的に必要が有るのです。 先進国だけで無く、発展途上国の再生可能エネルギーに関する現状に最も日本が遅れているのが現状です。 国策の原子力発電なら良いのですか、火力発電所なら良いのですか。 環境や自然を守る為の条例の施行なら、もう少し世界経済や情勢に	制定するものではございません。 下田市土地利用事業の適正化に関する指導要綱が旧法令になるというのではなく、本条例が新しく追加されることになります。森林法は、本条例の上位法令ではなく、関係法令という認識であります。 税収の増加という効果もあるとは思いますが、市民の皆様の長年にわたる努力により形成されてきました、美しい自然環境、魅力ある景観、良好な生活環境を将来にわたって受け継いでいくことも重要と考えております。
--	---	---

		目を向けて下さい。 世界有数の観光資源で有るハワイ州の条例を知っておるのでしょうか。 条例の案に有る、着手の定義とは、法律上の着手とはその計画に取り組んだ時からが着手となるとの弁護士の見解も有ります。 違法な物事を規制掛ける必要が有るのは、分かっています。 違法ではない物に規制を掛ける必要が有る見解をご教示願いたい。 現行の森林法に基づく林地開発許可の要件である住民との同意書、協定書、利害関係人の同意書を参考迄に添付致します。 現在の進捗状況としては、下田市に登記している地の業者も太陽光発電所建設の為に段取りをして現地調査や作業を行っています。 収入が増え固定資産税の増加に伴い市町村にも貢献出来ると考えております。	
17	その他	今回の条例の施行に当たり意見書を提出との事ですが、近年の世界経済や再生可能エネルギー事業に関しては、日本は相当の遅れが見られます。 ウクライナのチェルノブイリ原発、福島原発事故に見習い、再生可能エネルギーの重要性が日本全土だけでなく、全世界で注視されております。 伊豆地方の様な観光資源が豊富な土地柄の参考に申しますと、世界有数の観光地で有るアメリカのハワイ州では、今後 20 年の間に全ての火力発電所等の撤廃をして、全ての電力を再生可能エネルギーに返還するとの州法案が可決されました。 観光資源を守る上で原子力発電所や火力発電所は、マイナスと判断した為です。 確かに現在状況は、日本のソーラー事業で開発許可を逃れ、施工や	本条例は、再生可能エネルギーを活用した発電事業と、自然環境、魅力ある景観、良好な生活環境との調和を図ることを目的としており、全ての再生可能エネルギーを活用した発電事業について同意しないとするものではありません。 再生可能エネルギーの普及推進の必要性は感じておりますが、これまで受け継がれてきました、美しい自然環境の保全も重要と考えております。

		工事を行う業者がいることは確かだと思います。 しかしながら、きちんとした形で近隣同意書、住民との同意がとれている物に対しては、規制を掛ける必要が有るでしょうか。 開発許可をきちんと取らせる事や住民との声や指導をしていく事の方が重要事項だと考えております。 条例を作り、やらせない様にすれば昨今問題になっている伊東市の様な問題も無くなり、行政も問題に巻き込まれる心配が無くなる保全にしか見受けられません。 日本には、臭い飯にはフタをしろと言うことわざが有る様に面倒くさい事や自分が不利になりそうな事を隠そうとする傾向が有ります。政府が推奨し、全世界で見直されている再生可能エネルギー事業に関してストップを思わせる条例の施行や市の再生可能エネルギーだけで無く自然環境の見解をお聞かせ下さい。 何もしないから山の滑落が起きないのでは無く、山は手入れをしなければ死んでしまうのです。 現在の林業事業の衰退が山の滑落や山崩れを起こしている第一の原因と言う事は、日本全国の有識者の意見でもあります。 その山を再生させる上でも、きちんとした管理を含める意味でも再生可能エネルギーは重要事項だと思いますので、お意見の回答をお願い致します。 参考迄に住民が賛成している新聞記事や住民の同意書、利害関係人の同意書を添付致します。	
18	その他	本条例の施行期日に関しては、「相当の周知期間を設け、平成 30 年 10 月 1 日から施行することとします。」となっております。 一方、「施行日時点で既に着手している再生可能エネルギー事業については、各届出は提出していただきますが、関係書類の閲覧のほか、	今回、条例案の概要を作成するに当たりましては、着手とは、発電事業を行う上で必要な許認可を得た上で行われる工事の着手を想定しておりましたが、ご指摘のとおり、着手の解釈が明確でないことや、許認可を得ても、施工に当たっての打合せ等準備行為がなされ、直ち

	市長の同意は不要とします。」との記載もございます。 「既に着手」とみなされる再生可能エネルギー事業の事業段階はどの点を指すのか条例上定義されるべきであると考えます。 再生可能エネルギー事業に関する事業段階は多岐に渡り、事業企画段階、各種測量調査段階、法令上の図書を行政庁が受理した段階、法令上の許認可降下段階、法令上の許認可を経ての工事着工段階いずれも一般的には「着手」と呼べるものと思料します。 本条例の「着手」とはどの段階のものかを明確化することを要望します。 その上で、「相当の周知期間を設ける」とありますが、仮に上記「着手」の定義が工事着工段階だとすれば、事業者の責によらない関係法令の通常要すべき手続き期間等が考慮されているとは言えず、事業者が工事着工までに要した諸費用が本条例の適用により無駄になるということとなります。 条例については、法律より下位に位置づけられることは承知のことと考えますが、この場合、他法令上、下田市が事業者よりこれまで費やした費用等を請求される事態もあり得ます。 再生可能エネルギーに関しては、根拠法令となるいわゆるFIT法についてもたび重なる制度改正がなされておりますが、「相当の期間」を設けて制度改正以前に適法になされていた既得権益保護に配慮がなされています。 本条例につきましても、条例適用上の適法性を担保する意味において、条例制定以前に適法になされていた諸行為に等既得権益に配慮し、条例施行日を「相当の周知期間を設けた上で遅らせる。または、「着手」の定義につき、法令上の図書を関係行政庁が受理している等「着手」の明示的な根拠のある事業は除外する等の措置を要望するも	に工事に着手するとも言いきれませんが、「施行日時時点で既に着手している」につきましては、「施行日前に必要な法令の規定による許認可を得ている者であって、施行日の前日までに再生可能エネルギー発電設備の設置工事が完了していないもの」に修正いたします。これにより、「各届出（着手届は除きます。）」につきましては、「各届出」に修正いたします。 また、条例施行前に太陽電池モジュールで12,000㎡を超える規模の事業計画について、必要な法令の規定による許認可の全てを取得されている場合、施行日以後に事業計画の変更が生じたとしても、条例施行前に既に許認可を得ている太陽電池モジュールの総面積は、担保いたします。
--	--	--

	のです。 温暖化対策に大きく寄与することは、自明であります。とりわけ「海」を最大の地域資源とする下田市においては、地球温暖化によってもたらされる海面上昇による景観変化は、今後大きな課題となるはずです。下田市域における景観保護に関する諸法令上保護されている地域を除き、また、土砂災害等自然災害に関する法令上の規制を遵守することを条件に再生可能エネルギーの促進を行政は率先して図るべきと考えます。 行政上の課題はいくつかあり、そのバランスが重要であり、事業立地地域住民の意向を無視し、雰囲気私権を制限することは許されないと考えます。 「法律による行政」を逸脱し、違法性を阻却できない条例については、極力当該箇所を修正する等の措置を講じるべきと考えます。	
--	--	--